

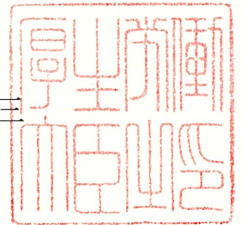
厚生労働省発雇均0312第16号

令和 6 年 3 月 1 2 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

記

令和6年度に係る中小企業退職金共済法第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第2条第1項第3号ロ（1）の支給率を 0.0010 とすること。

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移

(単位：億円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 〔安全率を 加味した見込み〕
収入	4,320	6,771	4,640	4,397	5,532
掛金収入等	4,106	4,122	4,169	4,230	4,253
運用収入等	156	2,592	414	108	1,222
その他	58	57	57	58	57
支出	4,878	5,196	4,685	5,194	4,833
退職金支出等	3,753	3,771	3,747	3,841	4,072
責任準備金等の増	754	1,363	850	819	634
運用費用等	314	4	4	468	4
その他	58	58	84	65	124
当期損益金	△ 558	1,575	△ 45	△ 797	699
累積剰余金/累積欠損金	3,742	5,317	5,272	4,475	5,174

(注) 令和5年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

令和5年度収支の見込みの算定について

1. 掛金収入、退職金支出等

令和5年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～令和6年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

2. 責任準備金額

1の推計結果から令和6年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

3. 運用収入

(1) 自家運用

令和5年12月末時点で保有している資産及び令和6年1月～3月に購入予定の資産について、令和6年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

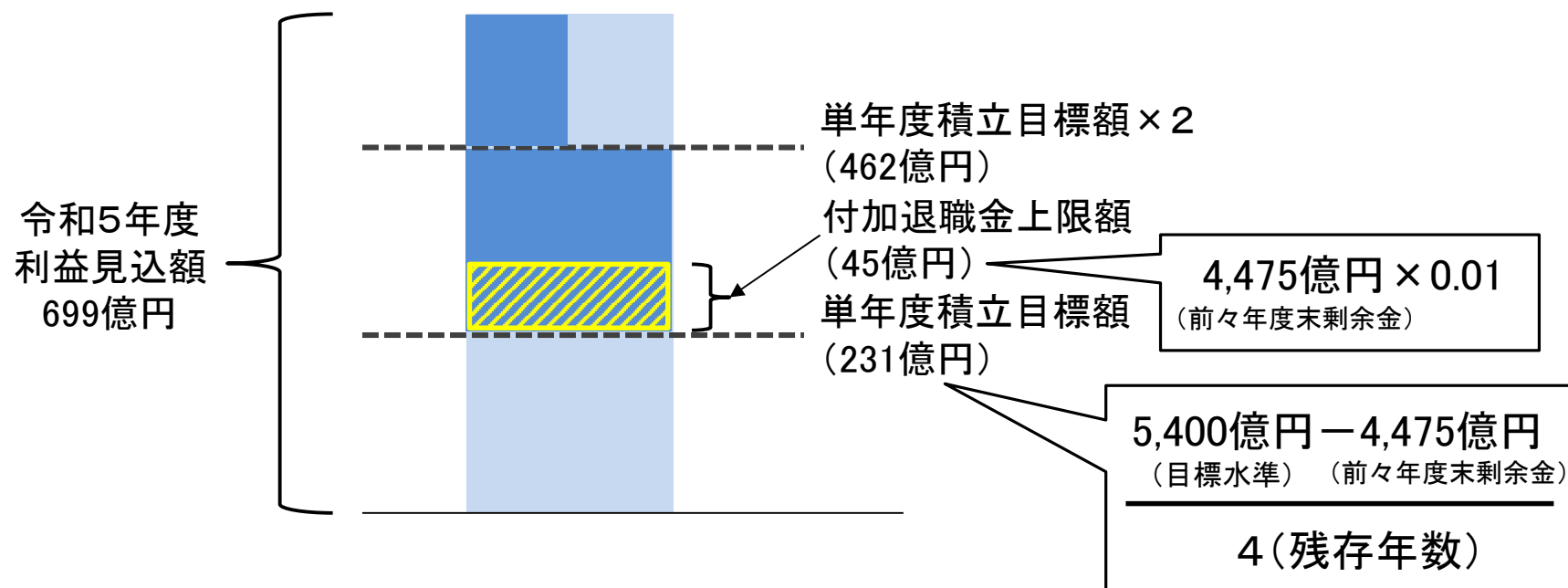
(2) 委託運用

令和6年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

3月の収益率：資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の「平均値」及び「標準偏差」を用いて、
「3月の収益率」＝「平均値」－2×「標準偏差」
として、安全率を加味して推計した。

令和6年度の付加退職金支給率について



令和6年度 付加退職金支給額: $4,475\text{億円} \times 0.01 = 45\text{億円}$
 (付加退職金支給額反映後の令和5年度の累積剰余金見込額は5,129億円)

$$\begin{aligned} \text{令和6年度支給率(案)} &= \frac{45\text{億円(付加退職金支給額)}}{44,995\text{億円(仮定退職金総額)}} \\ &= 0.0010 \end{aligned}$$

剰余金の積立て及び付加退職金支給ルール

- 各年度の前々年度の決算における累積剰余金の額の5,400億円に対する不足額（累積剰余金が5,400億円を超過している場合は0とする）を、各年度の前年度から2027（令和9）年度までの残存年数で除した値を各年度における目標額（単年度目標額）とする。
- 各年度の前年度の利益金の半額を各年度の付加退職金に充てるが、利益金が単年度目標額の2倍を下回る場合は、単年度目標額を優先的に剰余金の積立てに充てる。また、付加退職金に充てる額の上限を「前々年度の決算における累積剰余金の額×0.01」とする（0.01は予定運用利回り）。

◆ 単年度目標額の計算式

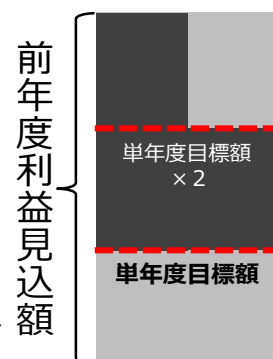
$$\text{各年度の単年度目標額} = \frac{5,400\text{億円} - \text{前々年度剰余金}}{2027\text{年度} - \text{前年度} \text{ (2027年度までの残存年数)}}$$

※分子がマイナスの場合はゼロ

- ◆ 前年度利益見込額の2分の1を付加退職金に充てる

- ◆ ただし、単年度目標額は優先して剰余の積立てに充て、付加退職金に充てる額の上限は剰余金×0.01とする

… 付加退職金に充てる部分
 … 剰余の積立てに充てる部分



(億円) 累積剰余金の実績、単年度目標額及び上限額について

